AIG

企業財産保険
(プロパティーガード)

AIG損保

企業財産保険

2018.01版	2018年1月1日以降保険始期契約用

事業者が所有する財産を取り巻くリスクは
多様化しています。
この保険は、事業者の財産が被る直接損害に加え、
利益損失や営業継続に要する費用などの
間接損害も補償します。

基本となる補償

- 財産損害補償
- 利益損失補償
- 営業継続費用補償

オプション特約

- 預かり品損害補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
- 修理費用補償特約　　など

CONTENTS

はじめに 1
財産損害補償 3
利益損失補償 7
営業継続費用補償 11
ご契約にあたって 13
主な用語のご説明 18

3つの特長

1 1契約にてまとめて補償

財産が被る直接損害、利益損失・営業継続費用などの間接損害を
まとめて補償できます。

2 充実した自然災害への対策

水災や地震災害等の自然災害への補償が充実しています。

3 ご要望に応じた設計が可能

財産損害補償では、物件ごとに補償内容を変更できるなど
ご要望にきめ細かくお応えすることができます。

●この保険は一般物件および工場物件を対象としています。

財産損害補償（財物損害補償特約）

■ お支払いの対象となる物（保険の対象）

事業者の所有、使用または管理する財物（建物、設備・什器（じゅうき）等、商品・製品等、屋外設備・装置）を対象とします。ただし、次のものは対象とすることができません。

- 個人が所有する居住の用に供する建物（個人事業主が所有する居住の用に供する建物は対象にできます。）
- 家財
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 動物または植物
- 野積の動産
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます）を除きます。）

■ お支払いの対象となる事故

❶ 火災、落雷、破裂・爆発

❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災　損害額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。

❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など

❹ 盗難　商品・製品等を除きます。

❺ ❶～❹以外の不測かつ突発的な事故　商品・製品等を除きます。

- ❷～❺の補償については、選択して外すことができます。（一部制限があります。）
- ❷の補償において1敷地内20万円未満の損害を補償対象としたい場合には風雹雪災支払方法変更特約（財物損害補償特約用）をセットしてください。
- 商品・製品等について、❹❺の事故を補償対象としたい場合には、商品・製品等盗難危険補償特約と商品・製品等その他不測かつ突発的な事故補償特約の2特約をあわせてセットしてください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害、費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注）
- 保険の対象の自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、剥がれ
  その他類似の事由によりその部分に生じた損害　など

（注）地震火災費用保険金が支払われる場合、地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）がセットされている場合を除きます。

■ お支払いする保険金

お支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金 左記❶～❺の事故によって保険の対象に生じた損害に対してお支払いします。	● 保険金額が保険価額（時価額）以上の場合 **損害の額**（保険価額を限度とします。） ● 保険金額が保険価額（時価額）を下回る場合 **損害の額** × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価額）}}$
臨時費用保険金 左記❶～❸の事故によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用をお支払いします。	**損害保険金の30%** 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金 左記❶～❺の事故によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。	**残存物の取片づけに必要な実費** 損害保険金の10%を限度とします。
地震火災費用保険金 地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。	**保険金額（注）の5%相当額** 1回の事故につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 一般物件の場合：　300万円 工場物件の場合：2,000万円 （注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
修理付帯費用保険金 左記❶～❺の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ● 損害の原因調査費用　● 仮修理費用　など	**復旧にあたり必要かつ有益な実費** 1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額（注）の30%相当額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 （注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
損害防止費用保険金 左記❶の事故による損害の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ● 消火薬剤などの再取得費用 ● 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用　など	**損害の発生・拡大防止に必要または有益な実費** 保険金額（注）から損害保険金を差し引いた残額を限度とします。 （注）保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。 また保険金額が保険価額より低い場合は、次のとおりとします。 **損害防止費用の額** × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額（時価額）}}$

- 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、地震火災費用保険金については、選択して外すことができます。

財産損害補償（財物損害補償特約）

■ 自然災害に対する補償

☑ 地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

事業用の財産を対象とし、地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
※居住部分のある建物は、この特約をセットできませんので、地震保険へのご加入をおすすめします。

☑ 水災危険補償特約A/B（財物損害補償特約用）

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。

水災危険補償特約A（財物損害補償特約用）	火災等の事故で損害を受けた場合と同様に発生した損害の額に対して保険金をお支払いする特約です。 ※ご契約の引受けに関しては弊社所定の条件があります。
水災危険補償特約B（財物損害補償特約用）	損害の状況により保険金額の一定割合をお支払いする特約です。 お支払いする保険金については「保険の約款」をご確認ください。

■ 設備・装置に関する補償

☑ ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約（財物損害補償特約用）

保険の対象の建物または屋外設備・装置に付帯された機械設備のうち、建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械設備などを対象として、それらに発生した電気的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

☑ 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約（財物損害補償特約用）

工場敷地内に設置されている受配電設備を包括して保険の対象とし、それらに発生した電気的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。

☑ 冷凍・冷蔵損害補償特約B（財物損害補償特約用）

保険の対象である冷凍・冷蔵物について、同一敷地内での火災事故により、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害を補償します。

■ 損害賠償責任を負った場合の補償

☑ 預かり品損害補償特約

保険証券記載の建物内において一時的に保管・管理する預かり品が、保険期間中に損壊・紛失・盗取された場合、預かり品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

☑ 借家人賠償責任補償特約

保険証券記載の借用戸室が、次の事故により滅失・破損・汚損した場合、貸主（転貸人を含みます。）に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 火災、破裂・爆発
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れ

☑ 修理費用補償特約

次の事故により保険証券記載の借用戸室に損害が生じた場合、貸主（転貸人を含みます。）との契約に基づきまたは緊急的にお客さまの費用で修理したときは、その借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災（ひょうさい）・雪災
- 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水（いっすい）による水濡れ
- 騒擾（そうじょう）、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 物体の落下、飛来、衝突、倒壊
- 盗難

※借家人賠償責任補償特約とセットでのご契約となります。

■ 現金・小切手等に関する補償

☑ 業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約

保険の対象が設備・什器（じゅうき）等である場合に、保険証券記載の建物内において発生した業務用の通貨または預貯金証書（キャッシュカードを含みます。）の盗難により生じた損害を補償します。

※現金・小切手等補償特約と同時にセットすることはできません。

☑ 現金・小切手等補償特約

保険証券記載の保管場所に保管されている間および通常の運送経路を運送されている間に、火災、盗難などの偶然な事故により、業務用通貨・小切手などについて生じた損害を補償します。

※業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約と同時にセットすることはできません。

利益損失補償
（利益損失補償特約）

保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失（喪失利益および収益減少防止費用）を利益保険金としてお支払いします。

■ お支払いの対象となる事故

❶ 火災、落雷、破裂・爆発

❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災

❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など

❹ 盗難

❺ ❶～❹以外の不測かつ突発的な事故

- 上記の他、不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断された場合もお支払いの対象となります。
- ❷～❺の補償については、選択して外すことができます。（一部制限があります。）

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた利益損失に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注）
- 国または公共団体による法令等の規制
- 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害　など

（注）地震・噴火危険補償特約（利益損失補償特約用）がセットされている場合を除きます。

■ オプション特約

- ☑ 水災危険補償特約（利益損失補償特約用）
- ☑ ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約（利益損失補償特約用）
- ☑ 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約（利益損失補償特約用）

■ 保険金のお支払い対象となる補償期間／保険金の額

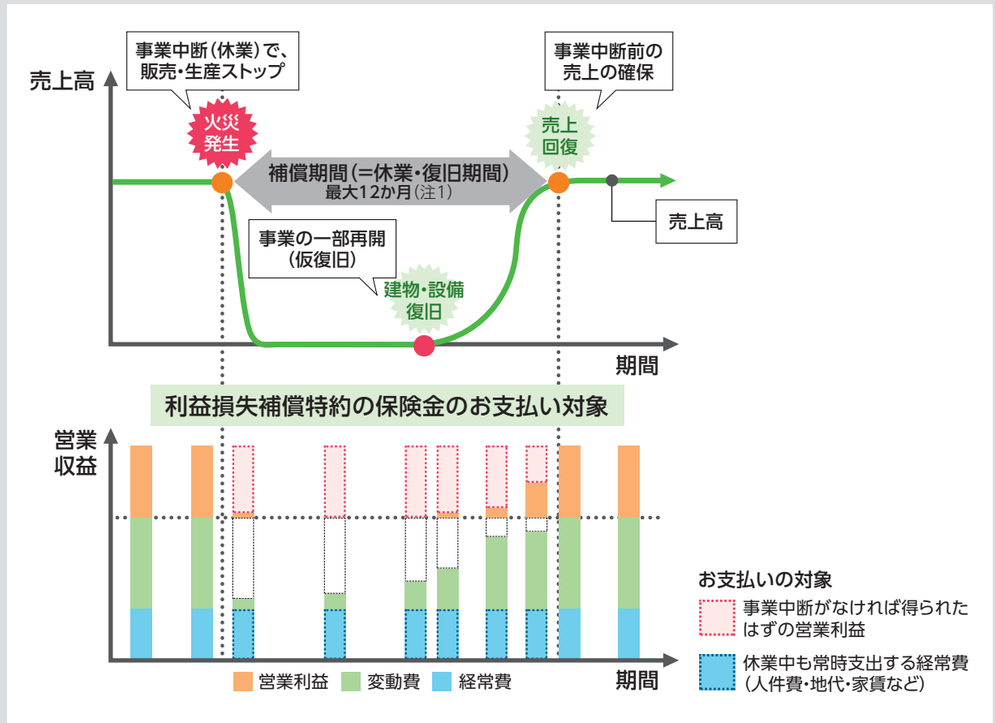

営業利益と経常費（固定費）を包括的にお支払い対象とします。
ただし、約定補償割合を調整することによって、実質的に一部を対象とすることもできます。

利益保険金のお支払い額（注2）	収益減少額 × 約定補償割合 − 支出を免れた経常費 ×（約定補償割合／利益率） ＋ 収益減少防止費用 ×（約定補償割合／利益率） − 保険証券記載の自己負担額 − 免責時間内の利益損失の額（注3）

（注1）約定補償期間方式の場合は約定補償期間が限度となります。
（注2）約定補償期間方式の場合は保険金額、支払限度額方式の場合は、支払限度額が限度となります。
（注3）風災・雹災（ひょうさい）・雪災による事故や、不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断されたことによる事故などについては、事故が発生した日の午前0時から24時間内に生じた利益損失の額をお支払い額から差し引きます。
※約定補償割合が実際の利益率より大きいときは、上記算式の「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。
※保険金額が事故発生直前12か月間の営業収益に約定補償割合を乗じた額の80%より少ない場合は、保険金が削減される場合があります。

利益損失補償
（休業損失等補償特約／店舗休業補償特約）

休業損失等補償特約

お支払いの対象となる事故によって、保険の対象が損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失保険金としてお支払いします。
また、この場合、営業継続費用保険金もお支払いします。
※この特約をセットする場合には、財物損害補償特約、地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）、地震・噴火危険補償特約（休業損失等補償特約用）のすべてをセットしていただく必要があります。

■ お支払いの対象となる事故

❶ 火災、落雷、破裂・爆発
❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災
❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など
❹ 盗難

❺ ❶～❹以外の不測かつ突発的な事故

❻ 地震または噴火による火災、損壊など

❼ 水災〔台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等〕

❽ 電気的・機械的事故

- 上記の他、不測かつ突発的な原因（地震または噴火に起因する事故を含みます）によって電気、ガス、水道、電話等の供給・中継が中断された場合もお支払いの対象となります。
- ❺～❽の補償は、財産損害補償に連動します。休業損失等補償単独ではお支払いの対象となる事故は選択できません。
- ❻～❽の補償は、休業損失等補償特約にセットされる地震・噴火危険補償特約（休業損失等補償特約用）などの別特約により補償されます。

■ お支払いする保険金

休業損失保険金
保険金額 × 復旧期間内の休業日数（約定復旧期間を限度とします。）

営業継続費用保険金
臨時に支出した追加費用 － 復旧期間内に支出を免れた経常費

1回の事故につき500万円または営業継続費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額のいずれか高い額を限度とします。

店舗休業補償特約

お支払いの対象となる事故によって、保険の対象が損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、店舗休業保険金としてお支払いします。

■ お支払いの対象となる事故

❶ 火災、落雷、破裂・爆発
❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災
❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など
❹ 盗難
❺ 水災〔台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等〕
❻ ❶～❺以外の不測かつ突発的な事故

- 上記の他、不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断された場合もお支払いの対象となります。
- 補償対象となる事故は❶～❻すべてとなり、選択できません。

■ お支払いする保険金

店舗休業保険金
保険金額 × 復旧期間内の休業日数（約定復旧期間を限度とします。）

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（休業損失等補償特約/店舗休業補償特約共通）

次の事由によって生じた損失、費用に対しては、保険金をお支払いできません。
- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注）
- 国または公共団体による法令等の規制
- 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害　など

（注）休業損失等補償特約については、地震・噴火危険補償特約（休業損失等補償特約用）がセットされている場合を除きます。

営業継続費用補償
（営業継続費用補償特約）

保険の対象となる店舗や作業場等が損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分（追加費用）を補償します。

■ お支払いの対象となる事故

❶ 火災、落雷、破裂・爆発

❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災

❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など

❹ 盗難

❺ ❶～❹以外の不測かつ突発的な事故

- 上記の他、不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断された場合もお支払いの対象となります。
- ❷～❺の補償については、選択して外すことができます。（一部制限があります。）

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。
- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注）
- 国または公共団体による法令等の規制
- 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害　など

（注）地震・噴火危険補償特約（営業継続費用補償特約用）がセットされている場合を除きます。

■ お支払いする保険金の額

営業継続費用保険金

臨時に支出した追加費用 － 復旧期間内に支出を免れた経常費（保険金額を限度とします）

■ オプション特約

- ☑ 水災危険補償特約（営業継続費用補償特約用）
- ☑ ビル付帯設備電気的・機械的事故補償特約（営業継続費用補償特約用）
- ☑ 工場内受配電設備電気的・機械的事故補償特約（営業継続費用補償特約用）

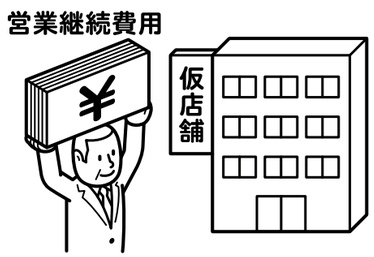

ご契約にあたって①

■ 補償の選択

ご要望の補償を選択してセットいただけます。ただし、セットいただける補償は組み合わせに制限があります。

財産損害補償	利益損失補償	営業継続費用補償
ご要望に応じて財物損害補償特約をセットしてください。	ご要望に応じて次の特約からいずれかひとつを選択してセットしてください。 ●利益損失補償特約 ●休業損失等補償特約 ●店舗休業補償特約	ご要望に応じて営業継続費用補償特約をセットしてください。

※休業損失等補償特約は、財物損害補償特約、地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）、地震・噴火危険補償特約（休業損失等補償特約用）を同時にセットする場合のみ選択することができます。また、営業継続費用補償特約を同時に選択することはできません。

■ 補償対象とする事故の選択

財物損害補償特約・利益損失補償特約・営業継続費用補償特約では補償対象とする事故を選択できます。
また、保険の対象ごとに、補償の内容を選択することも可能です。

お支払いの対象となる事故	選択可否
❶ 火災、落雷、破裂・爆発	必ずセット
❷ 風災・雹災（ひょうさい）・雪災	選択可
❸ 物体の落下、飛来、衝突、漏水、放水、溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）や集団行動・労働争議など	選択可
❹ 盗難	選択可
❺ ❶～❹以外の不測かつ突発的な事故	選択可

- 1契約明細書にて財物損害補償特約・営業継続費用補償特約を同時にセットした場合には、各特約における上記補償の選択は同一の内容としなければなりません。
- 休業損失等補償特約・店舗休業補償特約においては、個別に補償対象とする事故を選択できません。

■ 費用保険金の選択

財物損害補償特約にてお支払いする保険金のうち、必要な費用保険金を選択することができます。
また、保険の対象ごとに、お支払いする費用保険金の種類を選択することも可能です。

費用保険金	選択可否
臨時費用保険金	選択可
残存物取片づけ費用保険金	選択可
地震火災費用保険金	選択可
修理付帯費用保険金	選択不可（必ずセット）
損害防止費用保険金	選択不可（必ずセット）

■ 契約方式の選択（包括契約のご説明）

多数の物件を所有するお客さま向けに包括契約方式（1敷地内包括契約特約・複数敷地内包括契約特約）をご用意しています。
この契約方式では、小規模な保険の対象などを一括して契約していただく方式（小建物方式／設備・什器（じゅうき）等一括方式）や追加物件の自動補償をご用意しています。

契約条件

次の条件を満たす場合には、包括契約方式にてご契約いただくことが可能です。

1敷地内包括契約	●保険の対象の合計保険金額が3億円以上 ●保険の対象となる建物および屋外設備・装置が2個以上
複数敷地内包括契約	●保険の対象の合計保険金額が3億円以上 ●保険の対象となる敷地内が2ヵ所以上

小建物方式／設備・什器（じゅうき）等一括方式

小建物方式	延床面積300㎡未満の建物と、一基または一団の保険価額が2,000万円未満の屋外設備・装置については、敷地内ごとにまとめて保険金額を設定することができます。 （保険金額の設定は敷地内ごとに行います。）
設備・什器（じゅうき）等一括方式	同一敷地内に所在する設備・什器（じゅうき）等の全てをまとめて保険金額を設定します。 （保険金額の設定は敷地内ごとに行います。）

自動補償

保険期間中に保険の対象に含まれる物件が追加された場合に、それらの価額の合計が、ご契約時の保険金額の合計の10%（30億円限度）以下のとき、自動的に保険の対象に含まれます。自動追加された物件は、左記❶～❺に水災を追加した事故が補償の対象となります。

保険料の精算

これらの追加された物件は保険期間の末日までに通知いただき、これに基づいて保険料の精算を行います。
ただし、保険金をお支払いする場合は、保険金のお支払いまでに追加した保険の対象の保険料を精算いただきます。

ご契約にあたって②

■ 保険金額の設定

保険金額は次のとおり設定してください。

補償	保険金額の設定方法・基準
財物損害補償特約	**再調達価額での設定** 保険金額を再調達価額で設定する場合は、次のいずれかの特約をセットします。 **新価実損払特約** ● 再調達価額にて評価し、その評価額に約定補償割合を乗じた金額を保険金額として設定し、この金額を限度として 再調達価額を基準に算出した損害の額を損害保険金としてお支払いします。 ● 約定補償割合とは、評価額に対して保険をつける割合で、30%～100%（10%刻み）から選択して設定します。 **新価保険特約** ● 再調達価額にて評価し保険金額として設定します。 ● 時価額が再調達価額の50%以上の建物、屋外設備・装置、設備・什器（じゅうき）等を対象とします。 ● 罹災した保険の対象を2年以内に復旧しない場合は、時価額を基準として保険金をお支払いします。 **時価額での設定** 再調達価額から減価分（使用による消耗分）を差し引いた額にて設定します。
利益損失補償特約	**年間営業収益×約定補償割合を基準に設定** ※約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただきますが、利益率いっぱいで設定いただくことをおすすめします。
休業損失等補償特約	**1日あたりの粗利益を基準に設定** ※1事業所につき1日あたり200万円を限度とします。
店舗休業補償特約	**1日あたりの粗利益を基準に設定** ※1事業所につき1日あたり200万円を限度とします。
営業継続費用補償特約	**事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続させるために特別に必要とする費用を基準に設定** ※1敷地内ごとに設定します。

■ 支払限度額／自己負担額の設定

財物損害補償特約、利益損失補償特約、営業継続費用補償特約においては、補償する事故の種類ごとに1回の事故に必要な補償額（支払限度額）を保険金額を限度に設定することができます。

また、補償する事故の種類ごとに1回の事故ごとに自己負担額を設定することができます。

補償	設定時の条件等
財物損害補償特約	● 1つの明細の保険金額の合計が3億円以上の場合に設定可能です。 ● 支払限度額は50万円以上で設定してください。 ● 新価実損払特約、補償割合条件付実損払特約をセットした場合には、支払限度額は設定することができません。
利益損失補償特約	自己負担額は100万円以上かつ保険金額の5%以内の額で設定してください。
営業継続費用補償特約	自己負担額は保険金額の5%以内の額で設定してください。

〈財物損害補償の支払限度額・自己負担額の設定例〉

保険金支払対象　自己負担額

火災以外の事故には支払限度額や自己負担額をセットしても良いという保険金額10億円のお客さまの場合

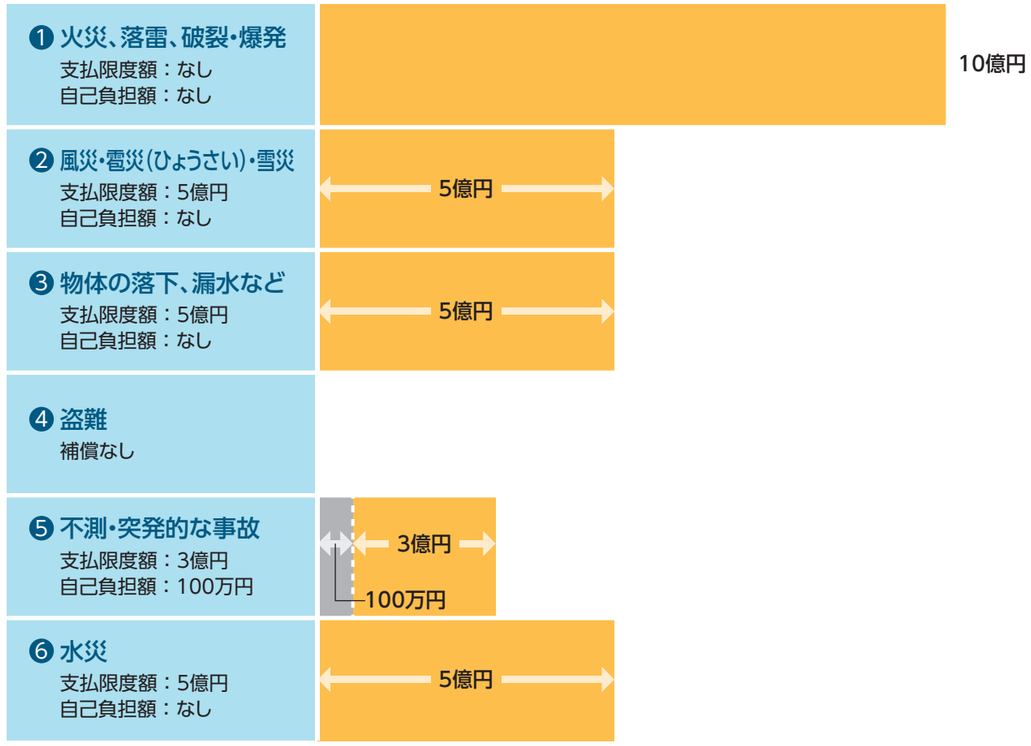

ご契約にあたって③

■ 保険の対象

利益損失補償特約・休業損失等補償特約・店舗休業補償特約・営業継続費用補償特約における保険の対象はそれぞれ次のとおりです。

	保険の対象	利益損失	休業損失	店舗休業	営業継続
❶	保険証券記載の建物等	○	○	○	○
❷	❶の所在する敷地内にある被保険者の占有する建物等、屋外設備、動産など	○	○	○	○
❸	❷の建物等のうち他人が占有する部分	○	○	○	○
❹	❷の建物等に隣接するアーケードやそれに面する建物等	○	○	○	○
❺	❷の建物等に通じる袋小路やそれに面する建物等	○	○	○	○
❻	供給者または受入者の敷地内に所在する建物等	―	―	○	○
❼	❻の所在する敷地内にある供給者または受入者の占有する建物、屋外設備、動産等	―	―	○	○

■ 保険金支払対象期間

利益損失補償特約・休業損失等補償特約・店舗休業補償特約・営業継続費用補償特約における保険金支払対象期間はそれぞれ次のとおりです。

補償	保険金支払対象期間
利益損失補償特約	事故が発生した時から、事故の影響がなくなり営業収益が回復したと認められる時までの期間となります。 **〈補償期間の終期に関する特約をセットした場合〉** 事故が発生した時から保険の対象を復旧した時まで、または電気、ガス、水道、電話等の供給・中継が回復した時までの期間とします。 ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとします。
休業損失等補償特約 店舗休業補償特約 営業継続費用補償特約	保険の対象が損害を受けた時からそれを復旧した時までの期間となります。 ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために、通常必要であると認められる期間を超えないものとし、各特約それぞれ次の期間を限度とします。 **休業損失等補償特約**　約定復旧期間 ※1か月／3か月／6か月／12か月から選択 **店舗休業補償特約**　約定復旧期間 ※1か月／3か月／6か月／12か月から選択 **営業継続費用補償特約**　12か月

主な用語のご説明

	用　語	ご　説　明
い	一般物件	倉庫物件、住宅物件、工場物件以外のものをいいます。
え	営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定める営業上の収益をいいます。
	営業利益	営業収益から営業費用（売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用）を差し引いた額をいいます。
け	経常費	固定費。事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。
こ	工場物件	以下の工場敷地内に所在する建物およびその収容動産をいいます。 ① 下記②および③以外のもので、次の（ア）、（イ）または（ウ）のいずれかに該当する工場 （ア）工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの （イ）工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの （ウ）作業人員が常時50人以上のもの（事務員などは含みません。時間的・季節的変動がある場合は、もっとも作業人員が多い時間帯・季節によって判断します。） ② 熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 ③ 下記（ア）、（イ）または（ウ）のいずれかに該当する電力施設 （ア）電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 （イ）自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの （ウ）自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	収益減少額	事故発生直前12か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益（「標準営業収益」といいます。）から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
	住宅物件	以下に掲げるものおよびその収容動産をいいます。 ① 独立住宅（1戸建住宅）　② 共同住宅で、各戸室のすべてが単に住居のみに使用されているもの
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器（じゅうき）等	設備、装置、機械、器具、工具、什器（じゅうき）または備品をいいます。
そ	倉庫物件	倉庫業者・農業倉庫業者および協同組合が占有する倉庫建物などや、管理する保管貨物をいいます。
	騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
へ	変動費	売上高、販売数、生産量などによって比例的に増減する費用をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額をいいます。
り	利益率	直近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 利益率 ＝（営業利益＋経常費）÷ 営業収益

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

1A2-861（B-150874 2020-01）18-01 200K（TF）